

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	新庄市 205
地域名 (地域内農業集落名)	中川原地区 (中川原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	121 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	114.4 ha
② 田の面積	115 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	21 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.9 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

中川原地区では後継者のいる農家は少なく、地域内で担い手となる後継者の育成をし、人材を確保をすることが必須であり、地域外からも地域の農地を担う者を受け入れる必要がある。しかし、経営規模拡大意向のある地域の担い手もいることから、その経営体へ農地の集約化を推進していくことも求められる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

中川原地区で担い手となるのは12経営体であり、地域内農地で適切に営農を継続していくためには、入作を希望する担い手の受け入れを促進していく必要がある。ただし、地域内の経営規模拡大意向のある担い手については、農地を集約化させ、その他の部分の農地では、収益性の高いネギや畑作物のそばの生産拡大を目指していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域の担い手を中心に集積・集約化を推進するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員と密な連絡体制を構築し、農地中間管理機構を通じた農地の団地化に努めていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	32.6 %	将来の目標とする集積率	35 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域の担い手が効率的に営農できるよう定期的に地域で話し合い、地域として担い手への集約を推進していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

経営規模拡大意向のある担い手が地域内農地を優先的に耕作していくこととする。地域内営農者相互に農地の出し手情報の交換及び収集を図りながら、現担い手への農地の集約化を働きかけていく。また入作を積極的に受け入れ、地域農地の適切な活用を促進していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

経営農地の集約化をより推進していくため、出し手となる農地所有者は、原則農地を農地中間管理機構へ貸し付けていくこととする。地域の担い手が、病気やケガなど様々な事情により営農の継続が困難になる場合については、農地中間管理機構の農地バンクとしての機能を活用し、農地の円滑な耕作継続が出来るよう、新たな受け手への貸し付け等を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

より効率的な営農のため、基盤整備が必要となる地域内の農用地については地域の担い手で検討をしていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内の担い手が営農をしていく上での意向を踏まえながら、市及び農業協同組合、土地改良区などの営農に関わる各種組織と連携しながら、地域の担い手の確保・育成に取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻、そば	1.7 ha	0 ha	水稻、そば	1.8 ha	0 ha	1の色	
認農		水稻、そば	2.2 ha	0 ha	水稻、そば	2.2 ha	0 ha	2の色	
認農		水稻、そば	12.3 ha	0 ha	水稻、そば	12.3 ha	0 ha	3の色	
到達		水稻、繁殖牛	4.2 ha	0 ha	水稻、繁殖牛	4.5 ha	0 ha	4の色	
認就		水稻、繁殖牛	0.3 ha	0 ha	水稻、繁殖牛	0.3 ha	0 ha	4の色	
認農		水稻、野菜	3.7 ha	0 ha	水稻、野菜	4.7 ha	0 ha	5の色	
認農		水稻、そば	3.6 ha	0 ha	水稻、そば	3.6 ha	0 ha	6の色	
認農		水稻、野菜	0.8 ha	0 ha	水稻、野菜	0.8 ha	0 ha	7の色	
認農		水稻、野菜	1.8 ha	0 ha	水稻、野菜	1.8 ha	0 ha	8の色	
認就		水稻、野菜	0.7 ha	0 ha	水稻、野菜	0.7 ha	0 ha	8の色	
認農		水稻、繁殖牛	2.7 ha	0 ha	水稻、繁殖牛	4.2 ha	0 ha	9の色	
認農		水稻	5.5 ha	0 ha	水稻	5.5 ha	0 ha	10の色	
		ha	0 ha		ha	0 ha			
		ha	0 ha		ha	0 ha			
		ha	0 ha		ha	0 ha			
		ha	0 ha		ha	0 ha			
		ha	0 ha		ha	0 ha			
計	12経営体		39.5 ha	0 ha		42.4 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落當農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
特になし			

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

